

衆議院 原子力問題調査特別委員会議録 第六号 (閉会中審査)

平成二十九年九月十四日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 三原 朝彦君

理事

岩田 和親君

理事

高木 宏壽君

理事

山際 大志郎君

理事

初鹿 明博君

理事

青山 周平君

理事

石川 昭政君

理事

江渡 聰徳君

理事

北村 誠吾君

理事

田中 良生君

理事

津島 淳君

理事

前川 恵君

理事

宮路 拓馬君

理事

山田 美樹君

理事

白須賀 貴樹君

哲君

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学客員

石橋

同日

白須賀 貴樹君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

黒川

同日

青山 周平君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学客員

田中

同日

田中 俊一君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

木内

同日

木内 孝胤君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学客員

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学客員

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学客員

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

辞任

参考人
(会員)
研究員
政策研究大学院大学名譽

佐々木

同日

佐々木 紀君

<p

その後は、この組織理念を基本に、防災指針や、原子力発電所、原子力施設の新規制基準の策定、福島第一原発の廃止に係る安全確保や原発敷地の破碎帯調査、新規制基準に基づく原子力発電所や各種原子力施設等の新規制基準への適合性審査など、目前の課題に昼夜を擧げて取り組む日々が続きました。

こうした実績を踏まえて、昨年の一月には国際原子力機関によるI.R.R.Sレビューを受けました。そこでは、日本は、実効的な独立性及び透明性を有する原子力規制委員会を設立したこと、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を新規制基準として迅速かつ実効的に反映させたという評価を得ることができました。

その一方、I.R.R.Sレビューでは多くの改善事項も指摘されましたので、それを積極的に受けとめて、この春には原子炉等規制法の改正もさせていただきました。改訂の柱は、原発の再稼働を踏まえた検査制度の強化です。法改正に当たっては、先生方から強力な御支援と御助言がありました。改めてお礼申し上げます。

この五年間を振り返ると、私としては、原子力規制委員会、規制庁が我が国の原子力規制委員会が、国会の審議の中で三條委員会に位置づけていたとき、独立性を堅持することができたことと、全ての議論が公開される中で、規制庁職員一人一人の力量が向上し、たくましくなってきたことにあると思っております。

原子力発電所の審査に加えて、さまざま原子力施設等の審査はまだまだ続きますが、これからは、絶えず安全規制の見直しを図り、適切にパックフィット制度を活用しつつ、継続的に安全性の向上を図ることが重要であると考えています。バックフィット制度は、安全神話を持続し、最新の意見に基づいて安全性の向上を図る上で本質的に重要な制度で、法にこの制度を位置づけてい

ただいた国会の見識に、改めて敬意とともに感謝する次第です。

最後に、原子力規制委員長の職責を少し超えるかもしれません、いただいた貴重な機会です。でも、一言申し上げさせていただきたいと思います。

これまで、平成二十七年九月の川内原発一号機の再稼働を皮切りに、十二基の原子力発電所の審査が終わり、五基の原発が稼働するに至っています。

ですが、原子力発電所の許可をすると、例外なし

に、規制委員会が稼働の是非を判断しているとして、さまざまな意見が寄せられます。これは全く

の誤解で、私たちの使命は、二度と住民が避難しなければならないような原子力事故は起こさせないという厳格な安全規制を行うことであり、原子

力発電所の稼働を判断する役割や権限は与えられていません。

私は、こうした誤解が生じる背景には、原子力政策についての議論の不足があると感じています。

が、原子力の適正な利用を進めるためには、東京電力福島第一原発事故の反省に立ち、国内外の諸

を離れますが、これ以降も、社会に対し専門

情勢、技術の進歩等を踏まえて、原子力政策がどうあるべきか、国会の場でぜひとも十分な議論を重ねていただく必要があると感じています。

さらに、どうしても申し上げておきたいことがあります。田中原委員長は、みずから知識と経験をして良心に従い、委員会を指導してこられました。もちろん、委員長のこれまでの決定には民主主義の常と

して賛否がありますが、少なくとも田中丸は我が

国の原子力行政に一つの方向性を示してきたと私は思います。

九月十八日をもって田中原委員長は委員長の重責を離れますが、これ以降も、社会に対し専門

の目から大いに批判を期待いたします。健康に御留意の上、さらに御活躍を祈念申し上げます。長年本当に御苦労さんでございました。

ありがとうございました。

田中原子力規制委員会委員長さんは御退席いたしました。(拍手)

最後に、福島と原子力規制委員会への引き続きの御支援を賜りますようお願いして、挨拶を終わらせていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただきましたことに改めてお礼の言葉を申し上げたいと思います。五

年間にわたり御指導、御鞭撻いただきましたこと

とあわせて、心からお礼申し上げます。ありがと

うございました。(拍手)

○三原委員長 この際、委員長から一言申し上げ

たいと思います。

二〇一一年の福島原発事故に我が国が直面し

て、米国のN.R.C.を手本に、日本型N.R.C.、原子

力規制委員会が政府から独立した組織として創設

されました。この新しい組織の委員長として、田

中委員長は、みずから知識と経験をして良心に

従い、委員会を指導してこられました。もちろ

ん、委員長のこれまでの決定には民主主義の常と

して賛否がありますが、少なくとも田中丸は我が

国の原子力行政に一つの方向性を示してきたと私は思います。

また、御発言の際は着席のままで結構でござります。

まず、橋川参考人、鈴木参考人及び益田参考人

からそれぞれ十五分以内で御意見をお述べいただ

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、橋川参考人、鈴木参考人及び益田参考人

からお立場からの忌憚のない御意見を賜れば幸いに存

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、橋川参考人、鈴木参考人及び益田参考人

かといふ道筋はまだできていないと思いますの
で、この点が一点目としてあると思います。

それから二つ目は、国会事故調でも大きく問題
になりました国際基準の適用という点で、改善も
進んだと思いますが、特にテロ対策ですね、アメ
リカ政府が同時多発テロの直後に発表しました。
それを見てアメリカの原子力規制委員会が発表し
ました資料のB-5条項、特に航空機の突入に対
する対策等について、なかなか、情報の性格上、
内容がつまびらかにされていない点もありまし
て、もしこれがうまく対応できいたら福島の事
故は止められたかもしれないという意見も強いわ
けであります。この点も今後議論が必要かと思
います。

それから三つ目は、規制委員会の機能でありま
す。

個人的見解であります。規制委員会に対して
は、原子力推進派からも原子力反対派からも批判
があります。ということは、原子力規制委員会は
頑張つておられるのではないかというふうに私は
思います。

ただし、電力自由化の実際のマーケットの状況
を見ますと、規制委員会の審査の時間がかかり方
によって非常に競争条件に影響を与えていたとい
うような問題があります。もちろん、それによつ
て危険性最小化という目標を全くゆがめてはいけ
ないと思いますが、そういう市場の状況があると
いうことは念頭に置いておられる方がいいのではないかと
思います。

四つ目は住民合意の問題であります。いろいろ
あります。一番これも国際基準との関係でそ
こがあると思いますのは、避難計画立案に対し
て、諸外国では国がもう少し前面に出てコミット
していると思いますので、この点を今後考えてい
く必要があるんじやないかと思います。

そして五番目、何よりも強調したいのは、福島
復興の問題であります。特に、これにかかる國
民負担等の問題ということで、残された時間、私
はこの問題について集中的に議論したいと思いま

す。

現行のエネルギー基本計画の冒頭ですけれど
も、福島の復興、再生に全力で当たるというのが
ました資料の冒頭に入っています。それがエネル
ギー政策を再構築するための出発点であるという
ふうに書かれています。

この福島事故に対処する際に、私は二つ原則が
あると思います。福島の復興、再生を全力でなし
遂げるという点が一点と、東京電力の供給エリア
で電気の安定的で低廉な供給を確保する。この二
つが問題であります。東京電力という会社がど
うなるかというのは本質的な問題ではないんじや
ないか、こういうふうに私は思っております。

その上で、既に二十一兆五千億の事後費用が
かかる、こういう話が出ております。この数字は
もつとふえるのではないかという意見もあります
が、私は、この福島の復興ということを考えます
と、福島にお金が回らないと話にならないので、
国民負担は最終的にはやむを得ないと思います。

しかし、そこに行き着くためには物事には順序
がありまして、まず、事故を起こした東電が、や
るべきことを全部やる、思い切ったリストラを
やつた上で、次に国民負担という議論にならなけ
れば、国民が納得できないのではないかと思いま
す。その思い切ったリストラというのは、端的に
言いますと、柏崎刈羽発電所を含みます発電所の
資産の売却、完全売却ということになると思いま
す。

柏崎刈羽の後、いろいろ選挙はありましたけれ
ども、原子力問題が前面に立つて争点になつた選
挙といふのは余り多くありません。代表的なもの
は、二〇一四年二月の東京都知事選、そして二〇
一六年十月の新潟県知事選挙がありますが、結果
が非常に逆の結果になりました。

私は、日本の国民というのは非常にリアリスト

に売られていくといった揚げ地帯方式に対する

批判はあったと思いますが、この二つの選挙が一
番逆になった決定的な理由は、次のグラフにある

と思います。

これはエネルギー価格なんですが、細かいこと
は申しませんが、ほかは天然ガスの価格ですけれ
ども、緑の太い線が原油価格であります。二〇

一四年二月の東京都知事選のころは、バレル当たり
百ドルだったわけです。新潟県知事選挙のときに
は、バレル当たり四十ドル台ということで、つまり
原子力から集まつた電気を使うことができます
で、自由化も進むと思います。さらには、柏崎刈
羽を売るということは、東京電力の火力発電所も
売ることになりますので、LNGが他社の手に東
京湾で渡りますから、東京湾に石炭火力をつくる
必要がなくなりますので、地球温暖化対策にもブ
ラスになりますので、私は、この話はこれで終わら
せていただきます。（拍手）

○三原委員長 ありがとうございました。

次に、鈴木参考人にお願いいたします。

○鈴木参考人 長崎大学の鈴木です。よろしくお
願いいたします。

それでは早速、私の方から、まず一枚目は、私
自身、原子力の専門家であり、長い間原子力に携
わってきた人間の一人として、今回の事故を防げ
なかつたことについて深い責任を感じております。
て、反省もしております。もちろん福島県民の方々
に心よりおわび申し上げたいと思います。

私の、事故からの教訓なんですが、四つ挙げて
あります。最初にまず、想定できないことを想
定すること、というのが大事ではないか。

二番目は、私自身が原子力工学の専門家として
工学的リスク評価というのをやつてきたわけです
が、今回、この事故を踏まえて、工学的なリスク
評価だけでは原子力のリスクをはかることはでき
ない、経済的、社会的評価というものを考える必
要がある。もう一つは、リスク評価をするとき
に、専門家だけ、特に工学的専門家だけでは決め
られない、人文社会系の専門家や一般市民の方々

具体的には、避難計画のこともあります。地

元の東北電力はかまざるを得ません。しかし、東
北電力はキャッシュの問題で限界がありますか
ら、原電が出てきて国がある程度バックアップす

る、こういう準国営の体制が必要か、そういうふ
うに思います。

そうしますと、準国営で原子力が運営できるよ
うになりますと、中立的な値段で電力卸取引所に
原子力から集まつた電気を使うことができます
で、自由化も進むと思います。さらには、柏崎刈
羽を売るということは、東京電力の火力発電所も
売ることになりますので、LNGが他社の手に東
京湾で渡りますから、東京湾に石炭火力をつくる
必要がなくなりますので、地球温暖化対策にもブ
ラスになりますので、私は、この話はこれで終わら
せていただきます。（拍手）

○三原委員長 ありがとうございました。

次に、鈴木参考人にお願いいたします。

○鈴木参考人 長崎大学の鈴木です。よろしくお
願いいたします。

それでは早速、私の方から、まず一枚目は、私
自身、原子力の専門家であり、長い間原子力に携
わってきた人間の一人として、今回の事故を防げ
なかつたことについて深い責任を感じております。
て、反省もしております。もちろん福島県民の方々
に心よりおわび申し上げたいと思います。

私の、事故からの教訓なんですが、四つ挙げて
あります。最初にまず、想定できないことを想
定すること、というのが大事ではないか。

二番目は、私自身が原子力工学の専門家として
工学的リスク評価というのをやつてきたわけです
が、今回、この事故を踏まえて、工学的なリスク
評価だけでは原子力のリスクをはかることはでき
ない、経済的、社会的評価というものを考える必
要がある。もう一つは、リスク評価をするとき
に、専門家だけ、特に工学的専門家だけでは決め
られない、人文社会系の専門家や一般市民の方々

の意見も入れて評価すべきである。この二つを学びました。

三番目は、国民との信頼醸成、これが原子力政策の円滑な推進には不可欠であるということが大事であります。

そのためには、信頼される独立した情報提供の仕組みが必要である。きょうお話ししたいことの最大のポイントとして、行政や科学技術を独立した立場で評価する第三者機関が不可欠である、これを強調したいと思います。

では、我々は福島事故から学んだかということなんですが、これは先ほども出ましたけれども、エネルギー基本計画の「はじめに」のところに非常に貴重な文章が書かれておりまして、政府及び原子力事業者は、安全神話に陥り、十分な過酷事故への対応ができず、このような悲惨な事故を防ぐことができなかつたことへの深い反省を一時たりとも放念してはならないといった大事な文章がありまして、これを、私もそうですが、皆さんもぜひ頭に置いて、エネルギー政策、原子力政策を議論していくべきだと思います。

しかし、例えば黒川先生の書かれた本を読ませていただきますと、五年が経過して、最近、原発事故は徐々に風化してきてはいないだろうか、事故の反省を全て消し去ろうとしているよう見えますとか、畠村洋太郎先生から二つコメントを引用させていただきましたが、「事故を考え直したり、反省をしたりしたかといえば完全にノーダ」、それから提言が実行されているかないないかをちゃんと見る組織も動いていないようみえます」と。このように、五年たって、もう六年になりますが、福島原発事故から学んでいないのではないかというのが私の一番の懸念であります。

国会事故調の提言の七が非常に大事でありますて、「独立調査委員会の活用」というところの中には、金部読む時間がありませんが、大事なことは赤い字で書いてあるところで、特に後半のところですね、「原子力事業者及び行政機関から独立して、民間中心の専門家からなる第三者機関」をつ

くるということが大事だといふように書かれていました。これがまだ実現していないのではないかといふうに私は思っています。

では、当面のアジェンダとして私が強調したいのは、原子力をやめるか否かにかかわらず、解決すべき課題というのは非常に多くある。ここでは五点挙げていますが、最後にもう一点だけ、「もんじゅ」後の研究開発と人材確保についてもちょっとお話ししたいと思います。

最初に、使用済み核燃料、廃棄物問題。これも橋川先生からも御指摘がありましたが、使用済み核燃料をどうするか、これは脱原発か否かにかかわらず重要な問題でありまして、私は二点挙げたいと思います。

一つは、安全性の向上。プール貯蔵の安全性となりましたように、非常に危険なことが起き得るという点で、特にテロとの関係は重視したいと思います。

それから、これを防ぐための一番の方策は、乾式貯蔵へできるだけ早く移すことなんですが、今は民間事業者に任せられておりますが、やはり政府の役割が必要なのではないかといふふうに思っています。

それから三番目は、使用済み燃料は、今は資源として考えられているんですが、これは全量再処理政策といふことの硬直性が問題でありまして、中間貯蔵をするにも再処理稼働が必要になつてくるという関係があります。したがつて、使用済み燃料は資源であるという考え方をぜひもうちょっとクルにしてほしいという決定と、それから、エネルギー基本計画にも戦略的柔軟性を確保するという文章があります、これに矛盾しているのではないかというのが私のポイントであります。

国会で議論していただきて、実は、この再処理等拠出金法について附書決議がなされました。これは全て大事なことが書かれておりますので、ぜひこれを実行していただきたいんですけど、これが全量再処理政策につながつておるものであります。

高レベル廃棄物の問題は、科学的には私は十分に処理処分ができると信じておりますが、残念ながら國民に信頼されていない。このプロセスを信頼できるようなものにするために、四つほど掲げてあります、まず第一に、先ほど申しました再処理

と廃棄物処分の関係について明確にしていただきたい。再処理は必ずしも廃棄物処分を容易にします。これは私が原子力委員会のときに強調したものであります。ただ、いまだに再処理が廃棄物処分を容易にするということが言われておりますが、これをまず明確にしていただきたい。

それから、直接処分を、現在の法律では不可能なことがあります。これは脱原発か否かにかかわらず重要な問題でありまして、私は二点挙げたいと思います。

それから、長期保管と合意形成のプロセスについては日本学術会議が提言をしておりますので、これについてもぜひ検討していただきたい。

最終的に、一番大事なことは、全体のプロセスを評価する第三者機関がやはり必要であるということです。

再処理等拠出金法の成立、昨年ですが、これを進めますと、ポイントは、再処理を円滑に進めるために全ての使用済み燃料についての費用をあらかじめ拠出金として義務づけるということでありますので、これは全量再処理路線の継続を意味しているわけです。残念ながらこれは、私が原子力委員会にいたときに、柔軟な核燃料サイクルにしてほしいという決定と、それから、エネルギー基本計画にも戦略的柔軟性を確保するという文章があります、これに矛盾しているのではないかというのが私のポイントであります。

国会で議論していただきて、実は、この再処理等拠出金法について附書決議がなされました。これは全て大事なことが書かれておりますので、ぜひこれを実行していただきたい。あと二点はちょっとときよはお話しできませんが、このプロトニウム在庫量問題が二〇一八年に改定期限を迎える日米原子力協定との関係、あるいは、次に、核テロリズムとして注目される従業員信頼性確保の問題。これはIAEA勧告は法制化を勧告しているんですが、日本では法制化が見送られたという理由、これについてやはり議論をしていただきたいと思います。

次の問題は、規制庁の独立性担保なんですが、私は、政治的独立性は既に担保されたと思っていましたが、きょうお話しましたが、重要な点として

て、技術的独立性、これについての議論をぜひしていただきたい。

時間が参りましたので。

地域の住民との対話の場の形成というのは、これは原子力規制委員会の設置法案に対する附帯決議というものが参議院でなされておりまして、ここで「本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備する」、それから「三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずる」ということが書かれています。これがまだ実現していないので、これをぜひ実現していただきたい。

廃炉の透明性確保と被災者人権確保ですが、この福島廃炉の問題で、私がやはり原子力委員会のときに見解文を出しておりますが、ここでも、廃炉の透明性確保のために第三者機関を設置すべきだということを言っています。

それから、被災者の人権確保では、子ども・被災者支援法という法律が通っておりますので、これもぜひ、今後の復興のときにこの法律にのつとつてやっていただきたい。

最後、「もんじゅ」後の研究開発、人材確保。先ほど規制委員長からもお話をありましたが、私は、この人材確保の問題は非常に重要であると考えておりますので、原子力委員会のときにも見解も出させていただきましたが、「もんじゅ」後の研究開発でやはり重要な点として、工学的な評価だけではなくて、倫理、法、社会的側面を含めた総合的な評価機関をつくるべきだとこうことを提言させていただきました。

それから、技術基盤の維持として、基礎基盤研究の重要性、それから、工学的研究専門家だけではなくて、人文社会系の研究推進、この原子力分野ですね、もお願いしたいというふうに思います。では、私の方は以上でございます。ありがとうございます。
（拍手）

○三原委員長 ありがとうございました。

次に、益田参考人にお願いいたします。

○益田参考人 拓殖大学の益田直子と申します。

本日は、発言の機会をいただきましたことを関係者の皆様に感謝申し上げます。

私は、評価研究と行政学を専門としておりました。その際、ガバメント・アカウンタビリティ・オフィス、通称GAOと呼ばれる、独立した立場から政府活動の評価を行うと同時に、立法府の補佐を行うという機関の役割に関心を持ちました。

具体的には、GAOは、評価結果を立法府、行政府、国民に知らせることにより、何か問題が起こっている、または起ころりつつあるという警告を発する役割を歴史的な経緯の中で担うようになつていつたことに強い関心を持ち、その要因を博士論文としてまとめ、出版をしました。

例えば、一九九二年に年金記録に関する記入漏れとその要因を明らかにしたことは日本でも報道されています。ほかには、二〇〇二年に工エネルギー政策策定におけるエネルギー関連会社の影響に関する調査を行い、二〇〇七年にイラク戦争後、二〇一四年に福島原子力発電所の事故を受け、二〇一四年に福島原子力発電所の事故を受けたときの調査を行なったことがあります。それから、GAOは、行政監視の能力を強化するために、なぜ独立かつ立法補佐の機関を必要としたのかについてお話をします。

詳細はこちらの写真にある「アメリカ行政活動検査院、統治機構における評価機能の誕生」という著書をごらんいただきたいと思いますが、本日は、立法府との関係にのみ焦点を当ててお話をします。

こちらの図は、GAOが立法府との関係と機能をともに変化させてきたことを示しています。

ます、GAOの機能における変化について説明します。

一九二一年に、財務省内にあつた監査機能を新しくついたGAOに移行させたのが設立のきっかけでした。政府の全ての支出証票の監査を行なっていました。一方、GAO側は、議会側の要望に応えるよう

て、次の二点についてお話をいたします。

一点目が、アメリカにおいて、立法府は、行政監視の能力を強化するために、なぜ独立かつ立法補佐の機関を必要としたのかです。GAOが議会に近づきながらも、議会の日常的権力作用からは一定の距離をとり独立性を確保する位置にいるからこそ、議会の行政監視を補佐できると考えられているのはなぜかです。

二点目が、国際比較の視点から、日本は評価政策と評価文化の成熟度の程度はどのように評価されており、その理由は何かについてです。日本が、評価文化の成熟度については課題があるといふ調査結果が出ています。評価文化の成熟度をはかる測定指標は九つありますが、そのうち、他国と比べて最も評価が低いのが、議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度です。つまり、評価活動における立法府の役割に大いに課題があるという結果が出ています。その要因として考えられる事項につきましては、後ほどお話をします。

まず初めに、一点目の、アメリカにおいて、立法府は、行政監視の能力を強化するために、なぜ独立かつ立法補佐の機関を必要としたのかについてお話をします。

このように、GAOは、行政府から立法府に近づくとともに、財務的検査から政策の効果の検査、つまり評価を行う組織に変わっていきました。なお、二〇一六年度のみの勧告数は二千七十一件です。四年前の二〇一二年度勧告のうち、二〇一六年度までの四年間で執行された率は七三%です。未執行の勧告のデータベースは公開されています。

このように立法府とGAOの関係が近づくためには、相互の取り組みが必要でした。立法府側からは、上院下院の両院がGAOに対する議会側の要望を報告書により明確に示しました。例えば、議会との関係の密接化、GAO報告書の提出のタイミングの改善、監査の観点を政策効果にまで拡大することなどの勧告が出されました。また、実施する上で必要な法律の制定を行いました。

一方、GAO側は、議会側の要望に応えるよう

出における無駄な経費の節約など、経営管理上の効率性に関する監査を始めます。そして、一九六七年の法改正により立法府はGAOが行政府の貧困対策プログラムの効果を評価することを義務づけ、これにGAOが成功をしたことにより、一九七〇年代以降は政策の効果を検証する評価活動がふえていきます。

他方、立法府との関係にも変化が起こりました。図の中の「位置」と書かれてある箇所がそれを示しています。

一九二一年の設立当初は、設立法に立法府の機関であると明記されておらず、行政機能の幾つかを財務省から引き継いだ組織であったので、行政府と立法府の両方の境界線をまたがる組織という説明もありました。そのため、GAOは、行政府の枠内に戻されそうになる動きに何度も直面しました。しかしながら、一九四五年の行政府再編法に、GAOは立法府の一部と明確に表現され、さらに、一九八六年の最高裁判所判決で明確に立法府の機関であると示されました。論争は解決しました。

このように、GAOは、行政府から立法府に近づくとともに、財務的検査から政策の効果の検査、つまり評価を行う組織に変わっていきました。このように立法府とGAOの関係が近づくためには、相互の取り組みが必要でした。立法府側からは、上院下院の両院がGAOに対する議会側の要望を報告書により明確に示しました。例えば、議会との関係の密接化、GAO報告書の提出のタイミングの改善、監査の観点を政策効果にまで拡大することなどの勧告が出されました。また、実施する上で必要な法律の制定を行いました。

に、専門職職員の専門領域の配分を変え、新たな監査活動である評価の実施を牽引する評価・方法論課を新設するなどの組織改革を行い、質が高く議会の意思決定のタイミングに合わせた評価書を作成し、その件数を大幅にふやしていくことで議会からの信頼を得るようになりました。つまり、立法府とGAOの間に行政監視能力を向上させるための相互作用がありました。

その背景には、数々の行政府への不信感を高めるような出来事がありました。莫大な連邦政府資金の支出を伴う福祉政策ベトナム戦による軍事費の増大、それらに伴う赤字の持続的拡大がありました。例えば、福祉プログラムは法の目的を達成できているのかについて議会が疑問を持ち始め、その評価をGAOに義務づけました。その後、ウォーターゲート事件と呼ばれた大統領の不祥事が起こると、国民は、行政権が濫用されているという認識を高め、行政府への不信感を強めるのみならず、それを監視すべき議会の行政監視機能が効果的に働いていないと考え、議会への不満も高めていくことになります。

こうした国民による政府の正当性への強烈な疑惑が、議会改革を推し進めていくことになります。具体的には、議会が行政府に情報を依存しているため行政府が優越していると考え、議会の情報報力を向上するために、信頼性の高い独立した情報源の獲得が必要になります。そして、一九七〇年の立法府改革法の制定により、GAOに評価の実施を義務づけました。

ここで重要な点は、政府活動への正当性の確保が必要になり、そのためには、議会のみならず国民にとっても信頼性の高い情報の活用が不可欠となり、党派性やバイアスから自由な独立した組織との関係を強化したことであると考えます。

次に、二点目の話つまり、国際比較の視点から、日本は評価政策と評価文化の成熟度の程度はどういった位置づけにあり、それはなぜかについて、簡潔にお話をしたいと思います。

表は、二〇一五年のジェイコブによる評価文化の成熟度に関する調査において対象となつた〇

ECD諸国十九カ国の中での日本の順位を示しています。下から六番目に位置しています。また、評価政策については、公式化されているとともに十分に確立した国に分類された国々に日本も位置しておりますが、その中で最下位に位置しています。

評価を下げている最大の原因是、数値からも明らかなとおり、六、議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化的程度、配点はゼロから二点でなされておりますが、そのうちの〇・三です。参考としている論文において、日本の評価の低さの理由について明確な説明はありません。しかし、他国の議会の中には、一、議会みずからが評価を行う場合や、二、独立性の高い機関が評価を行う場合、三、議会における予算審議の中で行政機関が行つた評価情報を利用する場合などがあることを説明しており、日本はこれらに該当しないと判断されたと推測できます。

以上となります。御清聴ありがとうございます。(拍手) ○三原委員長 ありがとうございます。

この際、黒川参考人から発言を求められておりますので、これを許します。

○黒川参考人 ありがとうございます。三原委員長のもとでこのようなアドバイザリー・ボードを設けていただきたいことに感謝します。

最初は、森先生が委員長でやりまして、このときは、私ども九人の委員が呼ばれて、ここで話をいろいろな人が来たときに、あの報告書はしばらくいんだけれども、七つ提言しているよね、七つで何か起こりましたかと結構聞かれちゃうんですね。そういう話が関係者でもみんな知られていますので、この提言の七つのうち、一だけが、これが三回目です。

最初は、森先生が委員長でやりまして、このときは、私ども九人の委員が呼ばれて、ここで話をいろいろな質疑応答をしたというのが、三時間ぐらいしましたが、二度目は吉野先生になられまして、結局何も開催されなかつた。これが初めて、三回目で、二回目ですけれども、アドバイザリー・ボードというのもちゃんと入つた初めてのことです。これはすごく私どもは評価できるなと思っています。七年たつてようやつと提言の七つのうちの一の初めてが形としてもでき、三原先生たちとも御相談したんですけども、私、このようにやつてもらいたいということを随分言つてます。例えば、ブレア首相がどうしてイラク戦争へ行ったのかといふのは多分八年くらい続いて、大きな報告書が出てきましたけれども、そういうことをやはりやつているのが、三権分立の、民主主義が初めて機能しているという証拠になつたのがこの委員会だと思います。

この委員会は、もちろん公開でやりましたし、オンラインで誰でも見られますし、今の時代ですから会見も全部見えていますので、どの記者がどんな質問をしたかといふことも記録に全部残っています。そもそも英語の通話を入れているというのが私たちの信条だったわけですが、七つの提言をしています。

この報告書は世界で英語でも出ていますので、関係者には非常によく読まれておりますので、時々、例えばヘッド・オブ・ステートとか、いろいろな人が来たときに、あの報告書はしばらくいんだけれども、七つ提言しているよね、七つで何か起こりましたかと結構聞かれちゃうんですね。そういう話が関係者でもみんな知られていますので、この提言の七つのうち、一だけが、これが三回目です。

そういう意味では、今、アメリカの三権分立の歴史を話していただきましたけれども、こういうことも非常に参考になると思いまして、私どもは、国会事故調のときに、国会図書館の方も三人についておりましたので、いろいろなことで助けていただきました。見てみると、彼らは物すごく優秀ですね。こういうことを頼みたいんだけれども

と言うと、そんなこと簡単でよと言つてどんどんやつてくれるんですけど、最後の方はほとんど徹夜で三人がずっと手伝つてくれましたけれども、このようなプロセスは可能だと思うので、やはり行政府を常日ごろから評価していく、今益田さんが言つたようなことが起るようになつていて、プロセスですが、ぜひこれをやつていただきたいし、こういうところにこそ非常に意思の高い国家公務員をぶやすのは非常に大事じやないかと私は思つております。

私どもは、国会事故調という立法府の法律によって行われた委員会でしたけれども、これは日本憲政史上初といふことで、世界では普通、民主主義が比較的マチュアなところは当たり前なんですね。御存じのように、イギリスでは、大体このように四つか五つぐらい、ずっと続いています。例えば、ブレア首相がどうしてイラク戦争を行つたのかといふのは多分八年くらい続いて、やはり方の意見も聞いていただきたいと思つたからであります。

ですから、今回、そういうところからいふと、福島の事故は非常に世界共通の大きな問題です。今のような、行政府とかいろいろな原子力の安全性について、ぜひ、起こった事故のこれから処理も含めて、業界の人たちがみんなどんどん公開して、

A.O.のようなものができ、また、私どものような、課題によつては、皆さんもいろいろな意見はあるかもしませんけれども、明らかに独立した、専門家を入れたような調査委員会の報告書を出される。

アメリカの場合は大体年間に百ぐらいそれをやつていますけれども、ナショナル・リサーチ・カウンシルが大体チェックするようになつていますが、これはアメリカのアカデミーの成り立ちそのものが、リンクアーン大統領が、アカデミーは大事である、それは国の機関ではないといふうにして、さらに、そのかわり国の政策にいろいろアドバイスを下さいねということで一八六二年につくつてはいるので、いろいろな政策でも必ずそこに問い合わせをするという形になつて、ナショナルアカデミーというか、ナショナル・リサーチ・カウンシルは、基本的には全ての経過をオーブンにして、公開してやつてはいるので、それをするかどうかはまた議会が判断することですけれども、非常に国民からも信頼されるインスティチューションになつてきたといふ歴史があります。

そういう意味では、先生方は政治家ですから、政府の方に行くとかいろいろなことがあるにして、多分この委員会そのものはこの二回で終わりなのかな、またメンバーがかわられるのではないかと思いますが、私個人としては、ぜひ先生方に、このアドバイザリー・ボードはしばらく続けていたがるようなことがでければ、次に引き継ぎしたときにまた、こういう私どもの見解、あるいは専門家、鈴木先生と橋川先生もおられますけれども、先生との、こういう認識をぜひ広げていつて、こういう形の日本の國のガバナンスができてくるといいなど切望しているというのが、私の委員長としての本当に国民に対する気持ちだと思います。先生方の見識と、このような提言の一のやり方、書いてあるとおりなことをやつていただきて、私は、委員全体とそれから国会事故調に關係した皆さんを代表して本当に感謝しております。このプロセスがぜひ続けられ、また広がつて、

国は統治のメカニズムなどについての先生方の判断材料をいろいろと提供できるというシステムができると、今言つたような、世界から見た日本の民主主義というのがどう動いてるかといふ話を認めていただくと、だんだん国民からの、ああ、そうか、選挙つてこういうもののなんだといふ意識も変わつてくるだらうと思つておりますので、本当に、先生方の見識とこのよきな機会をつかつていただきたいことを、私は国会事故調の委員長として、いろいろなところから問い合わせがありませども、一步進んだよと、それについてはやはりかなり理解を、その機会を使って、また先生方との、この委員会の意味とそれから国会事務調の意味が少しずつ広がつていくことが日本に大事かなと思つております。ありがとうございます。

本当に心から感謝しております。ありがとうございます。

○三原委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○三原委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

参考人に対する質疑は、理事会の協議に基づき、各委員が自由に質疑を行うことといたします。

この際、委員各位に申し上げます。

前回と同様に、質疑のある委員は、お手元のネームプレートをお立ていただき、必ず委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。発言が終わりましたら、ネームプレートをまた横に戻してください。また、発言の際は、所属会派及び氏名をお述べください。

なお、理事会の協議によりまして、一回の発言時間は三分以内となつておりますので、委員各位の御協力ををお願い申し上げます。

参考人及び質疑者におかれましては、御発言の際は自席から着席のままで結構でございます。

それでは、質疑のある方はネームプレートをお立ください。

○大西(英)委員 自民党の大西英男でございました。

諸先生のお話、大変勉強になりました。ありがとうございました。

そこで、橋川先生の御見解についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど規制委員会の田中委員長から、退任の御挨拶というと語弊がありますけれども、まとめの御挨拶がありました。

そうした中で、今、規制委員会の最大の課題になつてゐるのは柏崎刈羽の再稼働問題でございまして、先日審議が行われたとマスコミ報道で伺つております。

その中で、次期の委員長候補でもある更田委員長代理から御発言がありました。それは、今マスク等で、東京電力の、もちろん福島原発問題に対する責任問題といふのは、これは批判されて当たり前のことですが、東京電力だからあいつの事故が起きたのか、それとも他の日本の電力会社がこれを担つていたらああいう事故に至らなかつたか、そんな議論も今回の再稼働問題に関連をして行はれておりますが、更田委員長代理は明快に、これは東京電力でなくとも起きた可能性がある、東京電力だから起きた事故ではないといふような御見解を、ある意味では勇気を持つてお示しいただいています。

そういう中で、橋川先生から御指摘があつて、ある意味では東電解体論ですね、東電の資産を全部売却しろ、そうしないと今回のこの問題の収束は得られないというお話をございました。

一つお尋ねしたいのは、今、東京電力が、経営努力によつて、膨大な賠償、そしてこれからは廃炉、これを受け持つために努力を続けています。その中で、柏崎刈羽の再稼働というのは重要なボイントにもなつてはいるわけで、これが再稼働ができない、東京電力が自己努力によつて、国民負担を最低限に軽減して行えるという試算もなされてゐるわけですが、これについて先生はどうお考えになつてはいるのか、伺いたいと思います。

○橋川参考人 御質問ありがとうございます。

まず、冒頭の点ですが、更田さんと同じ意見であります。冒頭の点ですが、そのもうけの一部を半永久的に、ちょうどチツソが水俣病の賠償金を払い続けているのと同じように、払い続ける。そういう意味では、福島の責任を小売と系統の会社が払い続ける。従業員数は半分になつて、リストラ効果が大きくなります。東電の社員もボーナスをもらひながら賠償金を払える、こういう仕組みになる。こういうふうに思つてはいますので、解体論では全くありません。

それから、売却で賠えるか。賠えない可能性が非常に大だと思います。ただし、筋論として、最終的には国民負担になると想うんですけども、東電が賠えるだけ賄つたといつて初めて国民負担の議論になると思いますので、賄えるかどうかという点でいうと、かなり疑問である、でもやらなければいけない、こういうふうに考えております。

○阿部委員 民進党の阿部知子です。

委員長の御指名ありがとうございます。

そして、こうした委員会を二回にわたつて開いていただいて、大変私ども、この国会におります者にとつても非常にいい経験をさせていただきましたし、結論をさせていただきたいと思います。

その上で、黒川先生がお選びになつた七人の委員の方いかずれの方からも、きょうのお話もとても

参考になりましたので、黒川先生にもお札を申し上げたい。

質問は、今の柏崎刈羽の再稼働ということをめぐつて、お三方にお願いをいたします。まず、黒川先生には、いわゆる事故調を通じて規制のとりこになっていたということを含めて、東電、東京電力の原子力事業者としての適格性をはかるときに、先生にとつては、これは技術的に言えば規制庁がゴーを出したとしても残る問題があると規制庁もおつしやっていますが、いかなる点でそうした適格性をはかつていくのか。例えば、今の御質問のように経済的な安定もあるでしょう、あるいは倫理的、社会的問題、あるいは技術的なものもあるでしょう。果たして、再稼働に当たつての単に技術的ではないところの適格性はどうお考えになるかということ。

同じ点で、橋川先生にも、これは東電以外の主体であるべきだとおっしゃるのは、主には経済的な部分で国民の納得もきちんと果たさねばならないからということをおありでしようが、そのほかには要因があるのか。

そして、鈴木達治郎先生には、いわゆる規制庁の独立性は技術的独立性も必要であるという御指摘で、今回そういう観点から、柏崎刈羽の評価においてはこの点はどうあるかという、同じテーマですので、お願ひします。

○黒川参考人 ありがとうございます。

一つは、今、柏崎その他のこともありますけれども、実際は、IAEAのリコメンデーションは、もしシビアアクシデントが起きたときには、最初から住民がどのように避難をするかということをやっていかなければいけないわけで、これがされているかということになると、川内もそうですが、立地のところと、起きたときに放射能が拡散していく場所といふもののまたいがりますよね、そこをまだやつていなないんじやないのかといふことは比較的誰でも知っていることなので、それをしちやつているのはどうしてなのということは関

係者はみんな知っている。知っているにもかかわらず、できないとか、まあ、国会としてはやらないかもしれないとかいろいろあると思うん

ですけれども、そういう話ができなくてもやつちやつているというのはどうなのかねという話は、関係者は皆知っていると思いますから、そういうのが国の統治の問題というメカニズムについての認識だと思います。

もう一つは、前から電力会社のあり方が、本土では九つの電力会社の発電と送電がある程度モノポリーになつていますから、電力という生活

あるいは企業の一一番の上ですから、どうしても電事連みたいなものになつて、ある程度独占しちゃうわけですから、グリッドもなかなかつくれないし、そういうような独占企業で腐らなかつたものはないわけですから、そういう意味では、それがなぜこれをきつかけに直つていく方向にならないのかなという話は、世界の関係者はみんな知っている。だから、日本の統治は何かよくわかる

られないなどいう話は皆さん認識しているようあります。そこに私は一番の懸念があるということですね。

○橋川参考人 適格要件の問題でこれまで述べてきましたが、東京電力が地元ではないということです。新潟県民にとって自分の町の電力会社は東電ですけれども、それは東京電力ではなくて

○鈴木参考人 これがなぜこれをきつかけに直つていく方向にならないのかなという話を、世界の関係者はみんな知っている。だから、日本の統治は何かよくわかる

かないなどいうふうに私は評価しております。そこに私は一番の懸念があるということですね。

○橋川参考人 適格要件の問題でこれまで述べて

きましたが、東京電力が地元ではないとい

うことです。新潟県民にとって自分の町の電力会社

は東電ですけれども、それは東京電力ではなくて

東北電力でありますので、避難計画をきつちりつ

くる上では東北電力がかまざるを得ないと思いま

す。しかし、東北電力がかもうとするときに、東

京電力が残つていますと福島のリスクとつながり

ますから、会社の経営上そこには出てこられな

い、東京電力はいてはいけないわけです。

もう一つは、東北電力は資金力が十分ではありませんから、やはり原電の参加、場合によつては

新潟県の参加ということもあるかと思ひますけれ

ども、そういう仕組みが、現実問題として柏崎を

ガバナンスしていく上で、避難計画からいつて、

適格性という点で東京電力には問題があると思ひ

ます。

○鈴木参考人 正直申しまして、柏崎刈羽の評価について、詳細を私は見ていないので、この件について判断することはちょっと難しいと思います

が、それ以外、全体的に見た場合に、規制庁の技術的独立性は高まっていることは間違いないと思います。十分かどうかについては、私の見た限り、独立性は高まってきてはいるんですが、逆に独立過ぎて、いろいろな専門家とのコミュニケーションとか、その辺が少し不足していたかなという点はあるかと思います。

ただ、これも改善されてきてはいるような気がしていまして、今回の判断の中で、技術的に規制基準は満たしているけれども、福島の廃炉を含めた事故の反省をちゃんとしているかどうかという、やや定性的な判断を保留しているというふうに私は理解しているんですけども、この辺は多分、これまでの規制機関ではなかなか議論されていかつたことなので、規制庁みずからが考えられた点ではないかななどいうふうに私は評価しております。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

本日は、参考人の皆様、大変貴重な御意見、本当にありがとうございます。

○鈴木参考人 本参考人は、参考人の皆様、大変貴重な御意見、本当にありがとうございます。

第一に、核燃料サイクルの問題であります。鈴木参考人は、さまざま雑誌等で、核燃料サイクルの見直しというのが避けられないという御趣旨の発言をされていると思うんですけど、どうしてこの見直しが避けられないのかというのが一点。

そして第二に、プルトニウムの問題であります。再処理拠出法の御指摘もありましたけれども、再処理すればプルトニウムが出てくるわけ

すけれども、来年の日米原子力協定との関係について、もう一点お答えいただければと思つております。

最後に、第二の論点とも絡むんですが、核兵器との関係で、鈴木先生は長崎大学の核兵器廃絶研究センター長でいらっしゃいますし、日本バグウォッシュ会議の代表でもあられるということがあります。十分かどうかについては、私の見た限り、独立性は高まってきたはいるんですが、逆に輸出政策、これをどう見ていらつしやるか。以上三点、お願いでございます。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

核燃サイクルの見直しがどうして必要かという点については、私が原子力委員会にいるときには既に見直しを前提に評価をさせていただいて、現在点で再処理よりも直接処分の方が経済的であり、それから、安全性や廃棄物処理の観点からいつて再処理と直接処分に差はないという判断をしておりまして、ただ、現実に六ヶ所再処理工場が完成していますので、当時の結論は、将来柔軟な選択ができるようにしてほしいという結論を出しました。

私個人的には、特に「もんじゅ」の廃炉が決定した時点で高速増殖炉の開発見通しが不透明になつたということが一番大きいと今は思います。それを考えますと、核燃料サイクルは高速増殖炉が実現しないと意味がないので、「もんじゅ」廃炉の時点で核燃料サイクルの見直しは必至だと考えています。その中で特に、使用済み燃料の中に既に再処理できない使用済み燃料というのもあるはずですが、少なくとも直接処分は可能にしていただきたいたいというのが私の希望であります。

二番目については、一番目と関係してくるんで、全量再処理路線を続けるということは、プルトニウムを生産し続けるということです。原子力の将来の見通しがまだはつきりしない時点で再

処理を続けることは、プルトニウムの在庫量がふえていくことです。これはぜひとも避けなければならない。これは既に日本政府もそれを先ほど申しましたように認めているわけですね。そのためには、再処理のベースを落とし、必要なない再処理はやめるという決定が必要ではないか。日米協定では日本の再処理を三十年間包括的に認めてきているんですが、あくまでもそれは日本の自主的なプルトニウムバランスをとるという前提になつておりますので、これが、今後もプルトニウム在庫量がふえていくという状況であると、恐らくアメリカ政府の中にも見直しの議論が起きる可能性があります。現時点ではまだ起きておりませんが、日米協定そのものの見直し云々とは独立して、核不拡散の観点、核セキュリティの観点からプルトニウム在庫量を減らす、そのためには燃料サイクルを柔軟に見直していくことが必要ではないかと思つています。

三番目は、私が今一番強調している点は、核燃料サイクルを維持することが潜在的な核抑止力になるという考え方方が、あちこちで意見が出されてることです。これはかえつて周辺に緊張をふやすことにつながるわけですから、私は、こういう意見が出ないよう、日本の平和利用のためであつて、潜在的核抑止力のために核燃料サイクルを維持するということは、ぜひやめていただきたいと思います。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私は、きょうお聞きしたいのは、まず、橋川参考

人と鈴木参考人に、この間の原子力規制委員会における東電の原発運転の適格性の問題について、先ほど阿部委員からも御質問がありました、関連してお尋ねしたいんです。

私、やはり、この原発の事故の問題をめぐつて

は、まだまだ解明されていない問題がある。その点では、新潟県において検証委員会が立ち上がり、米山知事が三つの検証が必要だということを述べています。事故原因の解明であり、避難の問題についての検証が必要だ。それから、事故による健康への影響や避難生活などについての検証が必要だ。こういう三点での検証が求められているわけです。

やはり、事故原因についても、地震動による重

要機器への影響がどうなつてゐるのか、この間の裁判でいえば、津波について予見できていたのではないか、こういふ問題もありますし、新潟県の検証委員会の指摘の中で、マルトダウンに係る東電のマニュアルが存在をしていたということがまだ究明、解明、検証の途上だということを示していると思います。

私は、そこでお尋ねしたいのが、やはりこういつた事故原因の検証、また広域の避難計画の実効性の検証、事故による健康や避難生活への影響の検証、これらがまだ途上であるにもかかわらず、東電の原発運転の適格性の判断を本当にできるのかと率直に思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいということ。

あと、益田参考人にお聞きしたいのが、議会におけるこういった行政監視、日本は問題ありとい

う御指摘があるということで、この点についてもやはりどうするのかといふことが問われてゐるところだと思います。課題は何なのか、どうすればよいのかといふことについてお考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたい。

○鈴木参考人　日本会計検査院を活

用するという点で報告を求めるような、こういう

現状、国会においても、例えば会計検査院を活

用するといふことを行つてきましたといふこと

であります。

私は、きょうお聞きしたいのは、まず、橋川参考

人と鈴木参考人に、この間の原子力規制委員会における東電の原発運転の適格性の問題について、先ほど阿部委員からも御質問がありました、関連してお尋ねしたいんです。

私、やはり、この原発の事故の問題をめぐつて

は

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

か

と

か

な

と

が

何

に必要なことは何であるかという話であったかと思います。

これは、日本のみならず、世界の諸外国、大統領制をとるのであれ、議院内閣制を採用しているのであれ、さまざま、いろいろな仕掛けを研究者もそれから政策決定者も議論をして、今でも進めていると思います。

日本におきましても、これまで制度論の中で、会計検査院の機能をどうするのかであるとか、立法補佐機関、国立国会図書館もその中に入つてまいりますけれども、そうしたものをどのようにしていくのか、それから、行政府の中になりますけれども、総務省行政評価局といった、かつての行政監察を行つてゐる機関の機能をどのようにしていくのか、今まで数々の議論がなされ、そして、その一部が実行に移されたというふうに考えております。

今後、これらの制度が、例えば、政策評価が二〇〇一年に導入されましたけれども、その政策評価がどのような機能を發揮しているのかといふことを政府として検証した、つまり議会が主導して検証したということは、今まで起こっていないのではないかと思います。ですので、今、国会を取り巻くさまざまな政策情報を提供しているところがどんな情報を出して、それが議会にとってどのように判断できるのか、どれだけ有用な情報として機能しているのか、そうした検証を行うことは重要ではないかと思つていています。

直接のお答えになつているかわかりませんけれども、この評価を評価する、また政策情報を出している組織の情報の出し方を検査する、調査するといったことは、まだ不十分ではないかなというふうに考えております。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。
きょうは、アドバイザリー・ボードの先生方、本当に貴重な御意見をいただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

前回のアドバイザリー・ボードでも、私、質問させていただいたこと、少し似たような質問にな

るかもしないんですけれども、お聞かせいただきたいたいと思うんです。

この委員会でも、冒頭、田中委員長から、規制、自分の任期を振り返られてということで、さまざまお話をございましたけれども、私も、この国会に設置をされた委員会の一一番大きな目的の一つは、やはり、福島の事故の反省を生かして、そして二度と原子力の事故は起こさない、こういう原原子力の安全監視の体制を構築する、それを国会としてしっかり監視をしていく、これが一番大きな使命であるうといふふうに考えております。

ですので、田中委員長の、新しい規制庁の体制で今までやつてきたこの五年間、この新しい原子力の規制のあり方というのは、果たしてちゃんと機能していたのか、十分だったのか。あるいは、国会が監視をしている、それは十分果たされていなかったのか。これの率直な御評価、あるいは、改善を今後していくべき点があればどういうものがあるのか。これについて、まずは鈴木先生と橋川先生に率直に御意見いただければと思つております。前回も黒川先生に同じ質問をしまして、かなり辛口の御意見もいただきましたけれども、ぜひ率直な御意見をいただければと思います。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。
規制行政、原子力規制委員会は、私は、答えはイエスですね。頑張つてゐると思います。二番目の国会ですけれども、残念ながらノー。なぜかといいますと、例えば、国会だけではなくて、少しやはり違うのかなという気もいたしましたので、その辺も踏まえて、なぜ日本がこういう低い評価を受けていて、どういう改善点があるのかといふふうに思います。よろしくお願ひいたします。

もう一つは、益田先生の方から、議会による行政の監視ということで諸外国のお話をいただきまして、確かにこういう日本の評価が、非常に、特に議会が低いというのが、私も初めて今回知りましたので、ぜひさまざま教えていただければと思つてます。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。
規制行政、原子力規制委員会は、私は、答えはイエスですね。頑張つてゐると思います。二番目の国会ですけれども、残念ながらノー。なぜかといいますと、例えば、国会だけではなくて、少しやはり違うのかなという気もいたしましたので、ぜひ日本がこういう低い評価を受けていて、どういう改善点があるのかといふふうに思います。よろしくお願ひいたします。

私もちょっと、外国の行政と議会との関係性のあり方といふのは余り詳しく知つてゐるわけではありませんが、私も前職で役所の方行政側におりましたので、そういう意味では、大分、この日本の行政と議会のあり方といふふうになつてゐるんですが、原子力規制行政については、私も議事録を読ませていただきましたけれども、私も前職で役所の議題、案件の中に「原子力規制行政の在り方」といふふうになつてゐるんですが、原子力規制行政についても、本当に原子力事故、福島事故の反省を踏まえていれば、もっと違つた道があつたと思います。例えば、原子力問題に関する件、きょうの議題、案件の中に「原子力規制行政の在り方」といふふうになつてゐるんですが、原子力規制行政についても、私は全く進んでいないと思います。戦略もないし、司令塔もないというものが現実で、エネルギー問題で、システム改革は進みましたけれども、原子力改革は進んでいないというのが率直なところ、端的に言うと、システム改革は選挙で投票になりやすいけれども、原子力改革は選挙で投票を減らしかねない、ここが一番大きな問題だと思います。真面目に考えるなら、使い続けるなら

をする。その政策が今までどうだったのかといふうと、そういうところを、いろいろな意見をしながら、法律なり予算案として出てくる。要は、議会に出していく時点で、与党との事前の審査というものが全部終わつてゐるといふ状況で出てまいります。

で、そういう意味では、少し、ほかの国がどこまでどうなのかといふのはあらんすけれども、議会でどのように評価をするのかという部分においては、確かにもうある程度終わつたものが出てくるといふことで、そこも少し違う部分があるのかなといふふうに思つてます。

もし全然ピントのずれている意見であれば、ぜひ、いや、そうじやないということで、また御指摘いただければと思つてますけれども、そういう諸外国との、政策評価のやり方の進め方も含めて、少しやはり違うのかなという気もいたしましたので、その辺も踏まえて、なぜ日本がこういう低い評価を受けていて、どういう改善点があるのかといふふうに思つてます。よろしくお願ひいたします。

一つ数字を挙げますけれども、福島の原発事故が起きた瞬間に、五十四基原発はありました。三十九基は稼動ないし再稼働の手が挙がつてしまふ。それから、十四基は手が挙がつたけれども、まだ規制委員会の審査中で、十二基が規制委員会がオーケーを出した。こういう配置になつてゐるわけですね。

この並びは、やはり規制委員会がそれなりに機能していて、手を挙げるところも一種の抑止力がきいてゐるといふふうなことを示してゐるのではないかといふふうに思ひますので、大筋でいうと規制委員会は機能してゐるのではないかと思ひます。

一方、国会というよりも政治家の皆さんと言つた方がいいかと思つますが、原子力政策の改革は私は全く進んでいないと思います。戦略もないし、司令塔もないというものが現実で、エネルギー問題で、システム改革は進みましたけれども、原子力改革は進んでいないというのが率直なところ、端的に言うと、システム改革は選挙で投票になりやすいけれども、原子力改革は選挙で投票を減らしかねない、ここが一番大きな問題だと思います。真面目に考えるなら、使い続けるなら

てゐるのではないかと。

きょうお話しをさせていただいた廃棄物の問題、それからバッケン、使用済み燃料の問題、再処理の問題、プルトニウムの問題、もういろいろあると思うんですね。これは必ずしも直接福島の事故の問題ではないんですけども、やはり福島事故を踏まえて、原子力行政を根本から見直すといふのが私は必要だと思いますので、この点についてぜひ今後審議していただけたらと思います。

○橋川参考人 私も、基本的には、規制委員会については、先ほどちらつと言いましたけれども、評議會していいのではないかと思います。

一つ数字を挙げますけれども、福島の原発事故が起きた瞬間に、五十四基原発はありました。三十九基は稼動ないし再稼働の手が挙がつてしまふ。それから、十四基は手が挙がつたけれども、まだ規制委員会の審査中で、十二基が規制委員会がオーケーを出した。こういう配置になつてゐるわけですね。

はりその中の健全性な議論がずっと成るということがすごく大事だなと思っておりまして。ぜひ、日本では、野党が何も育たなかつたかというと、そうでもなかつた歴史もあるので、最近、三谷先生という、東大の、学士院もやつておられた方がもう私と同じような年で、昭和三十五年生まれかな、六年ぐらいですけれども、立派な方で、最近病気をなされたので最近それを書いたとおっしゃつていましたけれども、非常にきちんと、何で日本ではあんな時代に一応民主的な野党ができていたのかというような話を検証しておられた、それが江戸時代からそういうインテューティブに日本人はあつたんだと書いてあって、非常におもしろい本で、読んでいたんですけども、そういう意味では、もともと民主制度的なが動く素地があの時代にあつたというのは非常におもしろいことだなと思って見ていました。

そういう意味では、私は、きょう、ずっとこのGAOの話も興味があつたので、そういうプロセスを入れることが恐らく第一歩になるんじゃないかなと。いろいろな方法はあると思います。それから、先ほどからみんな反省、反省と言つていますけれども、反省は誰でもできるわけで、反省をどうやって生かして、具体的にそれでは何をえていているのかという話が見えるようになることが一番大事で、規制委員会は、少なくとも、本当の独立にはなつていないけれども、田中委員長が五年間頑張られて、少しずつその力が出てきた。それはやはり国民のサポートを得られてきてるんじやないかなと思いますが、先ほど言つているように、IAEAが言つていることが必ずしも、先進国、技術大国であんなことが起きて、実際に反省はしたけれども学んでいるのかな、それによつて変えていくかというところにまだ疑問があるというところにちょっと課題があるんじゃないかと私は思つています。

○橋川参考人 時間もあるので、簡単にお答えします。

無責任か。無責任だと思います。

そもそも、国策民営体制というのは誰が責任を持つかがわからぬよくなる仕組みだつたところが最大の問題であつて、現状も、原子力問題については、当事者が誰であるか見えない、無責任状態が続いていると思います。

○鈴木参考人

高速炉、これはちょっと鈴木先生と意見が違うかもしませんが、御意見に御賛成で、私は、「もんじゅ」は核種変換、毒性低減炉として高速炉技術を残すべきだったと思つています。ただ、これはうまくいかどうかわかりません。時間も五十年くらいかかります、ノーベル賞五つくらいの価値があると思いますので。その間の時間を稼ぐためには、現実問題としては、オンラインサイト、原子力発電所の中での中間貯蔵、そして、そこに対しても、消費地の人も含めて保管料を払う、そういう仕組みとセットで、うまくいかどうかわからぬいけれども、やらざるを得ない努力だ、そういうふうに思つております。

○石川委員

ありがとうございます。自由民主党

の石川でございます。

きょうは、さまざまな観点から原子力規制に対する御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

○鈴木参考人

最初の御質問は私も全く橋川先生

と同じで、無責任だと思います、ボールの投げ合

いをしているのが、だから、それこそ、それを國

民が見ていて、信頼が得られないと思います。

二番目の方は、高速炉は、御指摘のとおり、確

かに減容に役立つ可能性がある。そういう意味で

は、私自身も研究開発は否定していません。

ただ、これも先ほど黒川先生からありました

が、アメリカでは既に二十年も前にこの議論が、

金井科学アカデミーでこんなに厚い報告書が出て

いまして、研究開発はもちろんボランティアとし

てやつていけれども、当然ながら、高速炉を開

発するリスクもあるわけです。それから、減容

といつても、放射性廃棄物のボリュームが減ることと毒性が減ることと、それから全体のリスクが

どうなるかというのと、これは評価しなきやいけ

ないと。

彼らの結論はリスクの方が大きいということな

ので、再処理しなきやいけないですし、それか

ら、リスクというのは、廃棄物が出てきて被曝す

るリスクと、地上でプルトニウムやほかの廃棄物

はもう古くて、設けないんだというようなお話を

ます。

○橋川参考人

時間がもあるので、簡単にお答えします。

無責任か。無責任だと思います。

○橋川参考人

けれども、基本的にこれは日本のカルチャーの問題があつたんじやないかというのを書いて、それを読み解いてくれたのはデービッド・ビーリングという、そのときの日本、それからその後アジア・パシフィックのFTの編集長をやつてきた人が本を書きましたけれども、そのときの福島については、私が言つていることは、日本人人がみんな気がつかないというか認めたたくないことを逆転して見せてみたんだなんという話をして、単線路線のエリートと書いたのはそういう意味ですけれども、そういうところが、あるときには極めて弱い。

つまり、嫌ならやめるということができないというところに問題があるんじゃないかと私は思つてるので、各論で言うよりは、むしろ基本的な日本の常識というのが必ずしも合わないところがいろいろあるんじやないかといふことを意識した方がいいかなと思って発言させていただきました。

返事になつていなかもしれませんけれども、済みません。

○菅(直)委員 民進党の菅直人です。

きょうは、アドバイザリーの皆さん、ありがとうございます。

ちよつと一点だけお聞きしたいんですが、今、北朝鮮のミサイルの問題で、政府は常時警戒体制をとっているわけですが、これに対して、そういうことを警戒する以上は、原発で稼働しているもののをとめておいた方がいいのではないかという指摘を裁判で今争つておられます。

私も、あの福島原発事故の経緯を見ていると、少なくとも、燃料を外に取出して冷却プールに入れなければ、万一ミサイルが、着弾であるか、あるいは間違つて落ちてくるかといふことがあっても、被害は極めて限定的だと思います。そういう意味で、これほどなたに聞いていいかわかりませんが、鈴木先生もテロのことを言つてますけれども、できれば黒川委員長に、まさに危機管理とこの原発の問題で、こういうときだ

からこそ、少なくとも、ほとんど、上空を通つていくところに原発はあるわけですが、そういうことを読んでいたのはデービッド・ビーリングという、そのときの日本、それからその後アジア・パシフィックのFTの編集長をやつてきた人が本を書きましたけれども、そのときの福島については、私が言つていることは、日本人人がみんな気がつかないというか認めたたくないことを逆転して見せてみたんだなんという話をして、単線路線のエリートと書いたのはそういう意味ですけれども、そういうところが、あるときには極めて弱い。

○黒川参考人 それはどうかって、私の個人的な意見になるので、返事はちょっと避けた方がいいかなと。

今のことには、いろいろ、原発もそうですけれども、コストが高くなつてゐるし、世界じゅうが話のをどうやって守るかというのがB5にも入つてゐるわけですので、その辺をやつてあるかといふ話も論争の一つの条件になるかもしれませんね。

○鈴木参考人 ミサイルへの対応、対策全体の議論がやはりちゃんとされていないので、原発だけ捉えて私は不十分だと思うんです。原発をとめるリスクも当然ありますし、やはり、現在の北朝鮮の情勢に対してどういう安全保障体制をとるかと云ふことをもっと根本的に議論しないと、この問題は解決できないと思います。

○初鹿委員 民進党の初鹿明博です。

今質問しようと思っていたことを菅元総理が發言してしまつたんですが、ちよつと追加で御質問させていただきたいんですが、テロ対策ということで、橘川先生も二番目に問題点として指摘をしておりまして、鈴木先生からは少し詳しくお話をありました。

私も、菅先生がおつしやつたように、テロ以上に、今、海の反対側の国がミサイルを飛ばしてきてるという状況の中で、非常に危険が高まつてゐるというか、可能性がゼロではなくなつてゐるのではないかといふ状況だと思います。そういうふうなつてないのが今の日本の状況ではないかと思ひます。

先ほど、事前の審査を行つてあるからといふお話をありました。そうであると、事前の審査を行つてあるからいんだということになつてしまふと、では野党の意見といふのは無視をしていいのかといふことになつていて、それですと議会は、少なくとも、まあ、安全目標といふ方は、私、原発があたかも安全になり得るみたいに聞こえるので、危険性最小化目標と言うべきだと思いますけれども、テロに関してはそういう国際基準みたいな数値化されたものをもうちょっと持つてくるということはありだと思います。プラスして、地震、津波をどう考えるかということを考えなければいけないと思います。

よつて、当然のことながら、避難計画にもテロの部分について反映させなければいけなくて、これはもう自治体では無理なので、明らかに国が関与しなければいけないと思います。

それから立地集中の問題なんですが、問題点の所在はわかりますが、今さらどうしようもないところがあつて、私、リプレースと言つていますけれども、新規立地とは全く言つていません。それはあり得ないと思っていますので。現状の立地

の中でも最大限できることは何かといふに思つてあります。

以上です。

○鈴木参考人 集中立地の話よりも、やはりテロ、あるいは今回ミサイルはどこでも撃てるようになつてしまひましたので、これは、やはり先ほど申しましたように、原発だけの問題ではなくて、総合的な安全保障体制を考えていかなければいけない。

私、原発で一番心配しているのは、使用済み燃料のプールの問題と、それからやはりブルトニウムですね。日本海側という御発言がありました

が、もしブルサー・マルを本格的に始めますと、ブルトニウムの輸送を、日本海側も運ばなきやいけないんですが、これは、今回の北朝鮮のミサイル事件以前から我々としては大変懸念を持つていました。だから、ブルトニウムの輸送、これをどうするかというのを考えていたのだと思いま

す。

それから、避難計画。これは先ほどの橋川さんと同じで、最初に私が冒頭で申しました、想定できないことを想定する難しさというのがあるんですねけれども、やはり避難計画は、最終的には国民の方々が安心できるような仕組みにしなきゃいけないので、そういう仕組みをつくっていただくといふのが大事かなと思っています。

最後に、信頼性確認制度の法制化の問題ですが、私が原子力委員会にいるときの提案の中にも入っていたんですけれども、今の情勢、なぜ法制化が不十分か、問題がと申しますと、今、事業者が従業員から自主的に情報提供してもらつて、それを事業者がチェックする仕組みになつていてるんですね。だとすると、事業者がどうやって従業員の過去をチェックしたり確認できるかといふと、これはなかなか難しいと思うんですね。もし従業員がうそをついていた場合に、責任が今度は事業者に行つちやうんですね、今度の制度、規制だと、やはり、これは最終的には信頼性確認制度は国が

責任を持つてやらないと、例えば警察に犯罪歴を、情報を確認できるとか、そういう制度が整わないと、なかなか信頼性確認制度の信頼性は上がらないので。

今は、従業員の自主的な申告に対して事業者がチェックする、しかも、もし何かあつたら事業者が責任をとる、これではなかなか確認制度としては不十分ではないかと考えています。

○益田参考人 御質問ありがとうございます。

なかなか回答が、はつきりとしたものはまだ申し上げることができないんですけど、これ

さっているんだなと思います。

大統領制と議院内閣制の間では、当然のことながら違つてくるところもありますし、特に議院内閣制は党議拘束での件が非常に強くきますの

で、それに対してどうするのかというところは議論になつてくるであろうと思います。

それは、実は、アメリカのGAOのように立法補佐かつ評価の活動を行うというのは、議院内閣制を採用しているイギリスにおいても同様の動き

が見られておりまして、そうしたところを見ていますと、同じ議院内閣制をとっている日本においてもできなくはないのだろうとうふうには考

えております。

ただ、党議拘束につきましては、イギリスを見ていても、そこをどのようにうまく、つまり、それを、党派性をとつて、ある重要な問題について議論していくとうふうなどころをどのようにしていくのかといふところについては、いろいろな委員会の改革がなされておりますのでそれも参考になると思っておりますが、今、日本で果たして同じようなことが可能なのかどうかについては、今まで日本のでよかつたんだというよりは、世界の事故調のようなものができているのだと思いますけれども、このようプロセスあるいはGAOの問題、企業の統治も社外重役が入つてきら随分変わりましたよね。だから、そういうのは、今まで日本のでよかつたんだといふことは、世界の信用をかち取つていくためには何を、どういうことをしたらいいのか。

すぐにはできないことがたくさんありますよ。

アメリカでも、スリーマイルアイランの後に、原子力の方の統治も自分たちで統治の仕方をつ

くつしていくわけなので、時間はかかりますけれども、ぜひ、このようなプロセスで、国会という國權の最高機関がやはりこういふうに何か少しづつ変わつていくといいます。それが国民に対する責任ないかと思つていてます。それが国民に対する責任であるし、どういふう人を選ぶかといふ、識者も変わつてくるし、やはりそういう意味ではメディア

す。

さはざりながら、こちらの著書の中にもありますけれども、このような機会を通つて少しずつでも変わっていくことが起つていくことが一番大事じゃないかな。

反省はしても変わらないんじや絶対意味がないので、ぜひよろしくお願ひしたいというのが私どもの希望だと思います。

ありがとうございます。

○三原委員長 理事会で決定した時間となりましたので、これにて参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、一言御礼を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○黒川参考人 ありがとうございます。

世界がこのように変わつくると、あのよだな大きな事件は世界共通の問題ですから、初めて国

の問題、企業の統治も社外重役が入つてきら随分変わりましたよね。だから、そういうのは、今まで日本のでよかつたんだといふよりは、世界の信頼をかち取つていくためには何を、どう

いうことをしたらいいのか。

すぐにはできないことがたくさんありますよ。

アメリカでも、スリーマイルアイランの後に、原子力の方の統治も自分たちで統治の仕方をつ

くつしていくわけなので、時間はかかりますけれども、ぜひ、このようなプロセスで、国会という國權の最高機関がやはりこういふうに何か少しづつ変わつていくといいます。それが国民に対する責任ないかと思つていてます。それが国民に対する責任であるし、どういふう人を選ぶかといふ、識者も変わつてくるし、やはりそういう意味ではメディア

の責任も大きいと思うといふ話はしておきましたけれども、このよだな機会を通つて少しずつでも変わつていくことが起つていくことが一番大事じゃないかな。

反省はしても変わらないんじや絶対意味がないので、ぜひよろしくお願ひしたいのが私どもの希望だと思います。

ありがとうございます。

○三原委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会

平成二十九年九月二十二日印刷

平成二十九年九月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A